

独立行政法人造幣局の令和元年度評価結果の反映状況

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条の4の規定に基づく評価結果の事業計画並びに業務運営の改善への反映状況は以下のとおり。

評価項目	令和元年度評価における課題、改善事項	令和2年度業務運営の改善への反映状況	令和3年度事業計画への反映状況
その他業務運営に関する重要事項	<p>・法人が自ら課題としており、法人文書の紛失が生じないよう再発防止の徹底を図られたい。</p>	<p>Ⅶ－1－（2）コンプライアンスの確保 令和2年度においては、令和元年度に判明した法人文書ファイルの誤廃棄に係る再発防止策を確実に実施するとともに、更なる文書管理の適正を確保するため、文書管理システムの導入に係る検討を行ったほか、同システムの導入に向けて文書管理に関する規程の改正を行い、規程の改正内容について解説資料を作成し、各課室に対して周知した。</p>	<p>Ⅶ. 1.（2）コンプライアンスの確保 職員に対するコンプライアンスに関する研修の実施等の啓発活動を通じて、職員のコンプライアンスに対する更なる意識の向上を図るとともに、社会経験の少ない若年層職員に対してはその意識の徹底を図ることにより、コンプライアンスの確保に一層積極的に取り組みます。また、業務上の不正・不法行為等による重大事象を発生させないよう取り組むとともに、発生時には的確な対応を行います。さらに、法人文書管理に関するコンプライアンスの確保のため、法人文書管理の再徹底に引き続き取り組みます。</p>
	<p>・法人が自ら課題としており、類似の労働災害が発生しないよう再発防止の徹底を図られたい。</p>	<p>Ⅶ－5－（1）労働安全の保持 令和2年度における職場環境整備に資する計画として、「安全衛生に関する計画」を策定し、①ルールの再確認による安全の確保、②職場環境の改善による健康経営の推進を重点取組事項として設定し、取組を行うこととした。 当該計画に基づき、より安全で働きやすい職場環境とするため、安全衛生委員会による職場巡視を、本局では14回、さいたま支局では12回、広島支局では12回実施した。 重点取組事項であるルールの再確認による安全の確保については、前年度に引き続き、各職場や安</p>	<p>Ⅶ. 5.（1）労働安全の保持 造幣局の業務には、危険・有害業務を含む様々な作業があることから、快適な職場環境の実現と労働者の安全と健康を確保する必要があります。このため、「労働安全衛生法」（昭和47年法律第57号）をはじめとした関係法令を遵守するとともに、メンタルヘルスケアを含め、引き続き安全で働きやすい職場環境の整備に取り組みます。具体的には、「安全衛生に関する方針」及び職場環境整備に資する計画である「安全衛生に関する計画」を定め、当該計画に基づき安全衛生教育の更なる徹底を図るとともに、リスクアセスメント活動等を確実に実施するこ</p>

評価項目	令和元年度評価における課題、改善事項	令和2年度業務運営の改善への反映状況	令和3年度事業計画への反映状況
		全衛生委員会におけるKY活動やリスクアセスメント活動を積極的に取り組むことにより、労働災害の発生防止に努めた。	とにより、重大な労働災害を発生させないよう取り組みます。